

# 一般社団法人 国際物理オリンピック 2022 協会 寄付金規則

2018年5月9日理事会決定

2018年6月29日 一部変更

## (趣旨)

第1条 この規則は、一般社団法人 国際物理オリンピック 2022 協会（以下「本法人」という。）定款 第1章 総則 第3条にある目的・事業を行うために、第6章 基金等 第45条に規定する寄付金に関し、必要な事項を定める。

## (寄付金の申し込み)

第2条 本法人に寄付を申し込みしようとする社員、正会員、賛助会員又は第三者の個人 若しくは団体（法人）（以下、「**寄付者**」という。）は、「一般社団法人 国際物理オリンピック 2022 寄付金申込書」に、寄付者氏名、寄付金額等の所定情報を記載し、また、寄付金の運用に当たって条件がある場合には、その内容を明記し、本法人に提出する。

## (寄付金額)

第3条 寄付は、個人と団体（法人）とに区分され、金額は以下のとおりとする。  
個人は、**金3,000円**以上、団体（法人）は、**金100,000円**以上とする。

## (寄付者への御礼及び寄付者名の掲載)

第4条 本法人は、代表理事・会長名で寄付者に感謝状を送付する。更に、寄付者が本法人の広報資料等への掲載を断らない限り、寄付者名を掲載する。

## (寄付金の疑義等)

第5条 会長又は理事会は、本法人への寄付に当たって、疑義を認めるときは国際物理オリンピック 2022 組織委員会募金委員会に諮問することができ、答申の結果如何によっては、寄付金受入れの否、又は一度納付した寄付金を返還することができる。

## (寄付金の管理)

第7条 会長は、理事のうち1人を寄付金管理者として指名する。  
2 寄付金の運用に当たって条件があり、理事会がこれを認める場合には、寄付管理者として、寄付者が指名する正会員から若干名を加えることができる。  
3 寄付金管理者の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

## (その他)

第8条 本規則の改訂は、理事会が行う。  
2 本寄付金は、税制優遇措置（税法上の寄付金控除）はない。そのため、寄付者

が税制優遇措置を受けたい場合には、本事業の共催団体である公益社団法人 応用物理学会に設置される本事業のための基金を窓口とする。

3 本規則に定めのない事項については、寄付金運用規程で定める。

4 個人情報等の取り扱いについては、法令等に基づき、適切に管理する。

# 一般社団法人 国際物理オリンピック 2022 協会への会員入会等に関する規則

2018年5月9日理事会決定

2018年6月29日 一部変更

## (目的)

**第1条** この規則は、一般社団法人国際物理オリンピック 2022 協会（以下「本法人」という。） 定款 第5章 第43条に基づき、定款 第2章 会員（第6条～第12条）に規定する本法人の社員、正会員又は賛助会員に関し、必要な事項を定める。

## (入会)

**第2条** 入社、又は正会員、若しくは賛助会員として入会（以下「入会等」という。）を希望する者は、別に定める**入会申込書**に必要な情報を記載の上、提出する。

## (会費)

**第3条** 正会員の年会費は、個人と団体に区分され、一口の金額は以下の通りとする。

	個人	団体（法人）
正会員	4,000 円	200,000 円

2 賛助会員の年会費は、個人と団体に区分され、一口の金額は以下の通りとする。

	個人	団体（法人）
賛助会員	2,000 円	100,000 円

3 会費は、申し込みをした年度から国際物理オリンピック 2022 日本大会が開催されるまで 2022 年度分の会費を一括納入することができる。

4 特別の事由がある場合、理事会の承認を受けることによって、会費の減免、又は後納をすることができる。

## (その他)

**第4条** 社員又は会員は、入会等申込書への記載事項に変更が生じた場合には、速やかに届け出る。

**第5条** 個人情報の取り扱いについては、本法人の理事会において定める規則に準ずる。